

第1回

芽室町農業委員会総会議事録

令和2年7月20日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和2年7月20日(月) 15時30分～16時45分

●場所

芽室町役場 第一庁舎三階 議場

●議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 議事録署名委員の指名
日程第3 選挙第1号 会長の選挙
日程第4 選挙第2号 会長職務代理者の選挙
日程第5 議席の指定
日程第6 部会委員の選任
日程第7 一般社団法人北海道農業会議の普通会員に会長就任の件
日程第8 芽室町農業後継者対策推進委員会役員について

●出席委員

小寺 典子	道下 勇治	坂下 義晴	敬松 穰治	早苗 裕典
森田 文秀	横溝 勲	平林 浩哉	谷口 栄治	島部 亨
鈴木 進	後藤 和則	浅井 隆久	森本 敏彦	西川 幹生
相澤 研二	浅野 博文			

●欠席委員

なし

●委員会に参加した者

事務局長 佐藤 三舟 次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

●議事録署名委員

小寺 典子 道下 勇治

(15時30分 開会)

○事務局長(佐藤) 修礼を行いますので、ご起立をお願いします。「よろしく申し上げます」ご着

席下さい。本日は第1回農業委員会総会でございます。招集者として町長がご挨拶するところですが、任命式の中でご挨拶をいただいておりますので、省略させていただきます。

はじめに、新たに任命されました農業委員並びに事務局職員の紹介を行います。それでは農業委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

【農業委員→事務局職員の順で自己紹介】

○事務局長（佐藤） ただ今から、第1回農業委員会総会が開催となりますが、会長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席委員の中で年長の委員が仮議長の職務を行うことになっております。仮議長は年長の浅野委員をご紹介します。

○（浅野委員） ただ今、ご紹介を頂きました浅野です。地方自治法第107条の規定により、会長選挙が終わるまでの間、仮議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。ただ今から、第1回農業委員会総会を開催いたします。これから、本日の会議を開きます。議事日程に従って取り進めます。

◎日程第1 仮議席の指定

○仮議長（浅野委員） 日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、芽室町農業委員会会議規則運用規程第3条の規定により、ただ今、ご着席の議席を指定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名

○仮議長（浅野委員） 日程第2 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則運用規程第13条第2項に規程する議事録署名委員に1番 小寺委員、2番 道下委員を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号 会長の選挙

○仮議長（浅野委員） 日程第3 選挙第1号 会長の選挙を行います。芽室町農業委員会規則運用規程第4条の規定に基づき、選挙を行います。選挙は投票で行います。ただ今の出席委員は、16名であります。次に、立会人を指名します。3番 坂下委員、4番 敬松委員を指名致します。それでは、選挙でございますので投票用紙を配ります。

【職員、仮議席順に 投票用紙を配布】

○仮議長（浅野委員） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

【なし・・・との声】

○仮議長（浅野委員） 投票用紙の配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

【職員が投票箱を点検し投票箱が空であることを全員に示し、投票箱を開票用机に置く】

○仮議長（浅野委員） それぞれ見て頂きました。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

【記載時間を設ける】

○仮議長（浅野委員） これから、投票を行っていただきます。事務局長からの点呼の順に行い、向かって右側から投票を行います。それでは、点呼を行います。

○事務局長（佐藤） 【委員名点呼】

○仮議長（浅野委員） 投票漏れはありませんか。

【なし・・・との声】

○仮議長（浅野委員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから、開票を行います。坂下委員、敬松委員の立会をお願いします。

【職員、立会人のもとで 開票作業を行う】

○仮議長（浅野委員） それでは選挙の結果を報告します。投票総数17票、これは出席委員数に符合しております。そのうち有効投票16票、無効投票1票、有効投票のうち島部委員16票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は、芽室町農業委員会規則運用規程第4条第7項の規定により有効投票数の4分の1以上となっております。従って、島部委員が会長に当選しました。ただ今、会長に当選されました島部委員が議場におられますので、芽室町農業委員会規則運用規程第4条第8項の規定により、当選の告知を致します。それでは島部委員から、会長就任のご挨拶を頂きます。

○10番（島部委員） 【挨拶】

○仮議長（浅野委員） ただ今、新会長が決まりましたので、仮議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで 暫時休憩といたします。

15時53分 休憩

15時55分 再開

◎日程第4 選挙第2号 会長職務代理者の選挙

○議長（島部会長） それでは休憩を取り消し、会議を再開いたします。日程第4 選挙第2号 会長職務代理者選挙を行います。芽室町農業委員会規則運用規程第4条の規定に基づき、選挙を行います。選挙は投票で行います。ただ今の出席委員は、16名であります。次に、立会人を指名します。5番、早苗委員、6番、森田委員を指名します。それでは、投票用紙を配ります。

【職員、仮議席順に 投票用紙を配布】

○議長（島部会長） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 投票用紙の配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

【職員が投票箱を点検し投票箱が空であることを全員に示し、投票箱を開票用机に置く】

○議長（島部会長） それぞれ見て頂きました。異常なしと認めます。念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

【記載時間を設ける】

○議長（島部会長） これから、投票を行っていただきますが、事務局長からの点呼の順に向かって右側から投票を行います。それでは、点呼を行います。

○事務局長（佐藤） 【委員名点呼】

○議長（島部会長） 投票漏れはありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから、開票を行います。早苗委員、森田委員の立会をお願いします。

【職員、立会人のもとで 開票作業を行う】

○議長（島部会長） 選挙の結果を報告します。投票総数17票、これは出席委員数に符合しております。そのうち有効投票数16票、無効投票1票、有効投票のうち敬松委員が16票、無効票1票、以上のおりです。この選挙の法定得票数は、芽室町農業委員会規則運用規程第4条第7項の規定により有効投票数の4分の1以上となっております。従って、敬松委員が会長職務代理者に当選されました。ただいま会長職務代理に当選されました島部委員が議場におられます、芽室町農業委員会規則運用規程第4条第8項の規定により、当選の告知を致します。敬松委員から、会長職務代理就任のご挨拶を頂きます。

○4番（敬松委員） 【挨拶】

◎日程第5 議席の指定

○議長（島部会長） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。次に、日程第5 議席指定の件を議題といたします。議席は、農業委員会会議規則第7条及び芽室町農業委員会会議規則運用規程第6条により議長において指定いたします。議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（佐藤） それでは朗読いたします。1番 会長、島部委員、2番 会長職務代理者、敬松委員、3番 小寺委員、4番 道下委員、5番 坂下委員、6番 早苗委員、7番 森田委員、8番 横溝委員、9番 平林委員 10番 谷口委員、11番 鈴木委員 12番 後藤委員、13番 西川委員、14番 相澤委員、15番 浅井委員、16番 森本委員、17番 浅野委員、以上です。

○議長（島部会長） ただ今朗読したとおり議席を指定いたします。議席が決まりましたので、ただいま指定の席にお着き願いたいと思います。暫時休憩といたしますので、この間に議席の移動をお願いいたします。

16時10分 休憩

16時12分 再開

◎日程第6 部会委員の選任

○議長（島部会長） それでは、休憩を取り消し会議を再開いたします。日程第6 各部会委員選任を行います。部会委員の選任については、芽室町農業委員会規則第11条第1項の規定により 会長が指名いたします。

○議長（島部会長） それでは、農地部会から指名させていただきたいと思います。島部委員、道下委員、坂下委員、森田委員、平林委員、後藤委員、西川委員、浅井委員、森本委員です。つづきまして農政部会の指名いたします。敬松委員、小寺委員、早苗委員、横溝委員、谷口委員、鈴木委員、相澤委員、浅野委員であります。以上の通り指名したいと思います。異議はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認めます。したがって、2部会の委員の選任は、ただ今指名したとおり決定いたしました。これより16時40分まで休憩といたしますので、この間に部会を開催していただき、芽室町農業委員会規則第11条第2項の規定により、正副部会長の互選をしていただ

き事務局長まで氏名の報告をお願いします。なお、農地部会は、第1委員会室。農政部会は、農業委員会事務室で行いますので移動をお願いします。

16時20分 休憩

16時32分 再開

○議長（島部会長） 休憩を解き会議を再開します。それでは、各部会で選出された部会長・副部会長の報告を事務局長から行います。

○事務局長（佐藤） それでは報告いたします。農地部会 部会長に西川委員、副部会長に道下委員。農政部会 部会長に相澤委員、副部会長に谷口委員となりました。以上です。

○議長（島部会長） ただ今報告がありましたが、この件については 各部会委員の互選ということになっておりますので、報告のとおりとさせていただきます。

◎日程第7 一般社団法人北海道農業会議の普通会員に会長就任の件について

○議長（島部会長） 日程第7 一般社団法人北海道農業会議の普通会員に会長就任の件を議題といたします。それでは 事務局説明願います。

○事務局長（佐藤） それでは説明いたします。日程 第7 一般社団法人北海道農業会議の普通会員に会長就任の件。 農業委員会に関する法律第42条の規定により、北海道農業委員会ネットワーク機構として北海道知事の認可を受けました「一般社団法人北海道農業会議」の普通会員に、北海道農業会議定款第6条第4項第1号の規定により会長の就任を確認しようとするものであります。

○議長（島部会長） ただいま、事務局長から説明がありましたが ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、一般社団法人北海道農業会議の普通会員に、私が就任することといたします。

◎日程第8 芽室町農業後継者対策推進委員会役員について

○議長（島部会長） 次に、日程第8 芽室町農業後継者対策推進委員会役員の件を議題といたし

ます。それでは 事務局 説明願います。

○事務局長（佐藤） 芽室町農業後継者対策推進委員会役員の件。芽室町農業後継者対策推進委員会につきましては、町と農協で組織しているものでありますが、委員会規約第4条第1項第3号に規定により、会長・会長職務代理者・農地部会長・農政部会長が役員となるものであります

○議長（島部会長） ただいま、事務局長から説明がありました。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、芽室町農業後継者対策推進委員会の役員につきましては、局長の説明のとおりとすることといたします。

○議長（島部会長） 以上を

もちまして本日の総会に提案した議案等の審議は全て終了いたしました。

(16時45分 閉会)